

○防衛省告示第三十六号

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）
第六条第一項及び第二項の規定により、対象防衛関係施設及び当該対象防衛関係施設の区域並びに当該対象
防衛関係施設に係る対象施設周辺地域を次のとおり指定し、令和元年六月二十日から施行する。

令和元年六月十三日

防衛大臣 岩屋 毅

一 防衛省市ヶ谷庁舎

| | | |
|-----------------------------|--------|---|
| 対象防衛関係施設 の所在地 | 東京都新宿区 | 市谷本村町五番一号 |
| 対象防衛関係施設 の区域 | 東京都新宿区 | 市谷本村町五番（次の図面に示す部分に限る。） |
| 対象防衛関係施設 に係る対象施設周 辺地域 | 東京都新宿区 | 市谷本村町、荒木町六番地及び十番地から二十三番地まで、市 谷加賀町一丁目、市谷加賀町二丁目、市谷砂土原町一丁目、市 谷砂土原町二丁目、市谷左内町、市谷鷹匠町、市谷田町一丁目、 |

三 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があつても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

十 海上自衛隊大湊地方総監部

| | | |
|---------------------|--------|--|
| 対象防衛関係施設の所在地 | 青森県むつ市 | 大湊町四番一号 |
| 対象防衛関係施設の区域 | 青森県むつ市 | 大湊町四番（次の図に示す部分に限る。） |
| 対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域 | 青森県むつ市 | 大湊町、桜木町一番から十三番（次の図面に示す部分に限る。）まで、十四番から十六番（次の図面に示す部分に限る。）まで及び十七番（次の図面に示す部分に限る。）から二十番まで、宇田町一番（次の図面に示す部分に限る。）、九番から十二番（次の図面に示す部分に限る。）まで、十四番（次の図面に示す部分に限る。）、十六番から二十番（次の図面に示す部分に限る。）まで及び二十一 |

| | | |
|--|--|---|
| | | <p>番、大湊大近川（次の図面に示す部分に限る。）並びに大湊石橋（次の図面に示す部分に限る。）</p> |
| <p>備考</p> | <p>次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と四に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域</p> | <p>一 北緯四十一度十五分二十七秒、東経百四十一度八分四十五秒の点 二 北緯四十一度十五分十五秒、東経百四十一度九分二秒の点 三 北緯四十一度十四分四十秒、東経百四十一度八分二十七秒の点 四 北緯四十一度十四分三十一秒、東経百四十一度八分〇秒の点</p> |
| <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺区域に含まれるものとする。</p> | | |

三 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があつても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

十一 海上自衛隊佐世保地方総監部

| | | |
|---|---------|--|
| 対象防衛関係施設の所在地 | 長崎県佐世保市 | 平瀬町十八番 |
| 対象防衛関係施設の区域 | 長崎県佐世保市 | 平瀬町十八番（次の図面に示す部分に限る。） |
| 対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域 | 長崎県佐世保市 | 平瀬町（次の図面に示す部分に限る。）、今福町一番から三番（次の図面に示す部分に限る。）まで及び五番から七番まで、矢岳町一番、二番及び六番、泉町一番及び二番並びに上町八番 |
| <p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p> | | |